

有機農業実施計画の認定による オーガニックビレッジ宣言の手引き

令和8年3月

農林水産省農産局 農業環境対策課

農林水産省

オーガニックビレッジの定義

これまでの運用

- 生産から流通・消費まで一貫して、地域ぐるみで有機農業に取り組む自治体を「**オーガニックビレッジ**」と称してみどり交付金で支援
- その他、オーガニックビレッジと**連携する消費地**（市町村）についても、協議会に構成員として参画している場合はオーガニックビレッジになることが可能

- みどり交付金要綱にはオーガニックビレッジの定義について明確な記載がない
- みどり交付金を活用しないとオーガニックビレッジにはなれない

今後の運用

【オーガニックビレッジの定義】

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村のうち、

- ① みどり交付金要綱に基づき有機農業実施計画を策定している市町村及び作成しようとしている市町村
- ② ①の市町村が中心となり組織する協議会の構成員であり、協議会で策定した有機農業実施計画において、連携して取り組む市町村として位置付けられている市町村
- ③ 農産局長通知（7農産第3153号）に基づき有機農業実施計画を策定し、認定を受けてオーガニックビレッジ宣言書を公表している市町村
- ④ ③の市町村が中心となり組織する協議会の構成員であり、協議会で策定した有機農業実施計画において、連携して取り組む市町村として位置付けられ、オーガニックビレッジ宣言書を公表している市町村

独自財源で取り組む市町村もオーガニックビレッジになることが可能に!!

有機農業実施計画の認定によるオーガニックビレッジ宣言の流れ

様式等はこちらからダウンロード可能です→



市町村

農産局長通知（7農産第3153号）に基づき
有機農業実施計画を策定し、認定を受けて
オーガニックビレッジ宣言書を公表

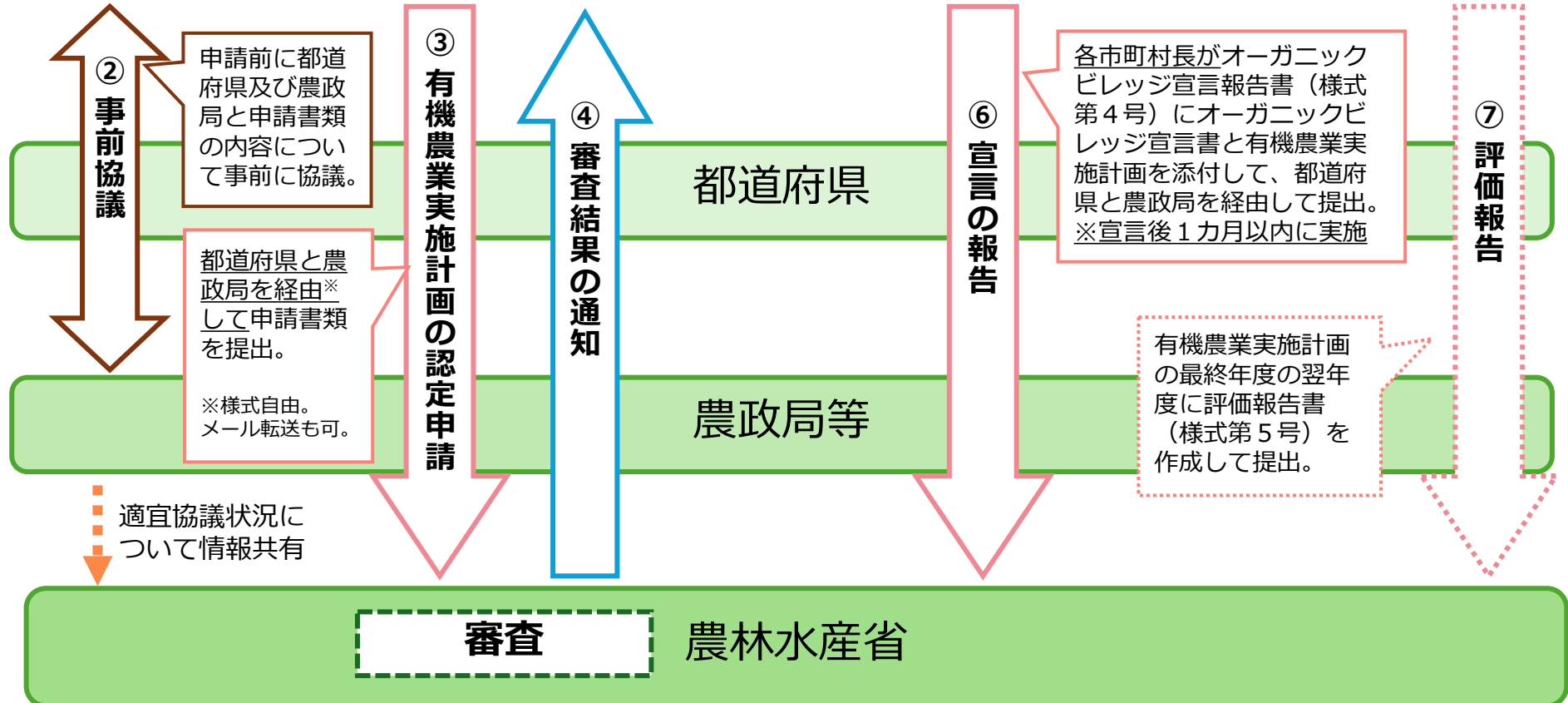
① 申請書類の作成

- 有機農業実施計画（様式第1号）
- 認定申請書（様式第2号）

認定されたら

⑤ オーガニックビレッジ宣言

- オーガニックビレッジ宣言書（様式第3号）、有機農業実施計画書（様式第1号）をHP等で公表
 - イベントの開催等を通じて広く周知
- ※認定後速やかに実施



有機農業実施計画の認定によるオーガニックビレッジ宣言に関するQ&A①

質問	回答
第2の1 管轄局・都道府県が異なる自治体が協議会に参加している場合、事前協議は自治体が属する全ての都道府県・農政局等と実施する必要があるのか。	協議会を構成するすべての自治体が、当該自治体を管轄する都道府県・農政局等との事前協議を行う必要があります。
第2の1 県及び農政局との事前協議や申請を経由させるやり取りは公文で行う必要があるのか。	公文でなくても構いません。様式自由であり、メール転送等でも構いません。
第2の1 事前協議ではどのような点を確認すればよいか。	別紙の第2の3に記載している審査基準を中心にご確認いただくことを想定しています。ただし、判断の難しい項目については、無理に調整していただく必要はありません。
第2の3 過去3年間の取組実績について、過去3年間継続して取組実績がないといけないのか。また、具体的にどのような取組が該当するのか。	3年間の継続した取組実績がある必要はありません。例えば、過去2年間は取組を実施できていないような場合でも、3年前に有機農業の推進に取り組んだ実績があれば基準を満たすと判定します。具体的な取組内容としては、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱別記2の別紙1 試行的な取組の具体例に記載のあるような取組を想定しています。
第2の3 申請の結果、計画が認定されなかった場合、再度申請することはできるのか。	結果とともに通知する非認定の理由を踏まえて修正した計画で再度申請することは可能です。なお、その際は、再度都道府県及び農政局等との協議を行っていただく必要があります。
第3の1 複数自治体が参画する協議会の計画書が認定された場合、どのようにオーガニックビレッジ宣言を行うのか。	中心市町村だけでなく、協議会に参画する市町村も宣言を行い、それぞれの市町村がオーガニックビレッジ宣言報告書を提出する必要があります。なお、宣言に伴うイベント等は合同で開催していただくことも可能です。

有機農業実施計画の認定によるオーガニックビレッジ宣言に関するQ&A②

質問	回答
<p>第5の1 どの程度の変更で計画変更の申請が必要になるのか。</p>	<p>目標の変更等、第2の3に記載のある審査基準に関する変更は変更申請が必要です。取組内容を一部変更する等の軽微な変更については変更申請を行う必要はありません。</p>
<p>第5の1 計画認定後に新たに連携自治体が協議会に加入し、オーガニックビレッジとなることは可能か。</p>	<p>可能です。この場合、当該協議会で作成した有機農業実施計画に、新たな連携自治体を追記し、変更認定申請を行い、認定を受ける必要があります。また、変更の認定後、新たに加入した市町村は第3の規定に沿ってオーガニックビレッジ宣言及びオーガニックビレッジ宣言報告書の提出を行う必要があります。</p>
<p>第5の2 変更後の計画が認定されなかった場合、認定は取り消しとなるのか。</p>	<p>変更計画が認定されなかった場合に直ちに認定取消となることはありませんが、申請内容によっては、第6の1の規定に基づき、認定の取り消しを行う可能性があります。</p>
<p>— 交付金を活用せずにオーガニックビレッジ宣言を行うメリットがあるのか。</p>	<p>宣言を通じて、新規就農者や販売先の確保に役立てることができるほか、地域の魅力を発信することができると思います。実際に、これまでも複数件、交付金を活用せずにオーガニックビレッジに取り組みたいという相談があったところです。また、今後、みどり交付金によるオーガニックビレッジも含め、他事業の申請における採択時のポイント加算等のメリット措置を設けることも検討をしたいと考えています。</p>
<p>— 農産局長通知に基づき有機農業実施計画の認定を受けオーガニックビレッジとなった自治体が、その後みどり交付金事業に申請することは可能か。</p>	<p>交付金事業の申請可否については今後財政部局との調整を行う中で検討します。なお、みどり交付金要綱第1の1(1)に定める「有機農業実施計画の策定」にかかる申請はできないこととする方針です。</p>
<p>— 農産局長通知に基づきオーガニックビレッジ宣言を行った自治体もオーガニックビレッジ事例集等の公表資料に掲載されるのか。</p>	<p>公表資料の趣旨によりますが、基本的にはみどり交付金要綱に基づくオーガニックビレッジと同様に事例集等の作成への協力を依頼することを想定しています。</p>

オーガニックビレッジ（有機農業実施計画の策定）に対する優遇措置

有機農業実施計画が策定されている場合に、以下の事業において優先採択（採択時のポイント加算等）が行われます。

事業名	事業等の概要
みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち先進的有機農業拡大促進事業	有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援します。
GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト	規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図るため、地域の関係事業者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援します。
農山漁村振興交付金	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組や農村に人が住み続けるための条件整備など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を支援します。
持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策（果樹農業構造転換支援事業のうちパイロット実証事業）	省力的な樹園地への転換、作業の合理化、関連産業との連携による労働力確保等により、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する実証を支援します。
強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）	産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援します。

※事業によって、計画の内容と事業内容が一致していることなど追加の要件が設定されている場合があります。申請にあたっては各事業の要綱等を必ずご確認ください。

※要綱等に単に「みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画」等と記載されている場合であっても、過年度要綱も含むすべてのみどり交付金要綱（みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱（令和3年12月27日付け3環バ第145号農林水産事務次官依命通知）、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知）、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知））に基づいて策定された有機農業実施計画が対象となります。